

戦後における昭和天皇の短歌—その政治的メッセージとは(六)

六 昭和天皇退位をめぐる状況の推移(続き)

さらに、つぎの二首⑰⑱が一九四七年元旦の『朝日新聞』「青鉛筆」で紹介されたということは、天皇側近によるメディアへのリークという情報操作の結果の一つであろう。一部の国民による奉仕を天皇が安心感をもって受容する様子が伺える、これらの作品は、「天皇退位」からの距離を占領軍や国民にアピールしたかったのだろう。

⑰戦ひにやぶれしあとのいまもなほ民のよりきてここに草とる（一九四七年一月一日）

⑱おちこちの民のまゐきてうれしくぞ宮居のうちにけふもまたあふ（同上）

一九四七年、組閣の遅れから行幸は六月に始まったが、前年にまして一〇泊以上の大規模な長期にわたるものが多く、東北から中国地方までの各地に及んだ。

一九四七年一〇月、キーンン主席検事は記者インタビューで天皇の戦争責任なし、訴追せずなどの発言があったものの、極東軍事裁判における東条英機の証言が、一九四七年一月三十一日には「天皇の開戦責任あり」としていたものが、翌一月六日には「天皇の開戦責任なし」と一転したこともある。

天皇の戦争責任問題、戦犯としての裁きを受けるか否かについては、敗戦直後の一九四五年八月二九日の時点で、連合国の一つ、オーストラリアのチフリー首相の声明「日本の降服」では、天皇にあっても戦争犯罪の責任を逃れられず、との主張がなされている。しかし、敗戦・占領後の天皇の処遇については、太平洋戦争開始直後の一九四二年当時より、すでに占領政策の一環として、アメリカでは検討されていたことが、さまざまな公文書から明らかになってきている。

当時の日本は知る由もなかったのだが、最も早い公文書に、一九四二年六月三日、OSS（戦略情報局）文書、陸軍省軍事情報部心理戦争課ソルバート大佐作成「日本計画」がある。そこには「象徴天皇制利用構想」が打ち出されていた（加藤哲郎『象徴天皇制の起源』二〇〇五年 平凡社）。また、一九四四年五月九日、PWC（戦後計画委員会）「日本・政治問題・天皇制」勧告は、天皇制を包括的に述べた初期の公文書といえる。直接軍政策、天皇への代表権能全面付与策、代表権能一部付与策の内の第三の道が天皇を管理機構として利用しうる賢明な方法であるとし、具体的な方策として側近を置いた上、たとえば葉山御用邸に軟禁することまで提案している。一九四五年二月頃からSWNCC（国務・陸軍・海軍・三省調整委員会）、一九四五年六月アメリカのギャラップ世論調査（処刑三三％、裁判で決定一七％、終身禁錮一一％、流刑九％、その他）、SFE（極東小委員会）内でのやり取りなどを背景に、九月六日にはSWNCCから天皇の取扱いを含むアメリカの「初期占領方針」が大統領に示され承認、九月二二日に公表されている。九月一日にGHQから東条英機ら三九人の戦争犯罪人の逮捕命令が出されたが、天皇は含まれていない。そして、九月二七日、天皇はマッカーサー元帥を訪問、両人が並んだ写真が新聞発表された。ちなみに、九月二九日、内務省は写真掲載新聞を不敬として発禁としたが、GHQにより直ちに解禁されている。

その後、天皇訴追については、アメリカの占領政策決定機構、構成メンバーの軍人や政治家をはじめ研究者、外交官らの意見の相違、連合国内での調整を経て、一九四六年四月三日極東委員会は「天皇不起訴」を決定する。これを日本が知るにいたるのは一九四九年。天皇の戦争責任論、退位論は、国内・国外において活発に展開されることになる。

（『ポトナム』2007年7月号所収）